

## 修学支援金(さかい保育士修学支援事業補助金)

### 募集要領

**申請受付期間：令和3年6月9日(水)から令和3年7月16日(金)まで**

堺市では、保育人材確保施策として、「さかい保育士修学支援事業」を実施しています。この事業は、堺市内の指定保育士養成施設を卒業後、市内民間保育施設等<sup>※1</sup>で保育士又は保育教諭等として働くことを目指す学生さんを応援する制度です。

堺市で、子どもたちの先生として働きませんか。

※1 市内民間保育施設等・・・堺市内に所在する、次のアからエに該当する施設

- ア 児童福祉法第7条に規定する「保育所」及び「幼保連携型認定こども園」
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」
- ウ 学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち、次に掲げるもの
  - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
  - ・イに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
- エ 児童福祉法第6条の3第9項、第10項及び第12項に規定する「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」及び「事業所内保育事業」を実施する施設

### 修学支援の内容

#### 1 修学支援対象者

修学支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 堺市内の指定保育士養成施設に在学する者で、卒業後、1年以内に、保育士登録簿に登録の上、堺市内の民間保育施設等で保育士又は保育教諭等として勤務することを希望しており、常勤職員として3年以上継続して勤務しようとする意思を有していること。
- ② 修学支援を受けることによって、保育士や保育教諭等に必要な知識やスキルを身につけようという意欲を有していること。

#### 2 募集定員

概ね35名

#### 3 修学支援金[さかい保育士修学支援事業補助金]の金額

月額 10,000円

#### 4 支払対象期間

・支払対象期間は、卒業年度及びその前年度とします。

## 5 支払方法

- ・修学支援金〔さかい保育士修学支援事業補助金〕は、3か月分をまとめて、希望する銀行口座に振り込みます。
- ・今回ご応募いただいた場合の支払時期は、**8月（2回分）**、10月、1月の予定です。

## 6 他の奨学金等との併給について

- ・修学支援金は奨学金ではないため、「1 修学支援対象者」の要件を満たしていればどなたでも受給可能です。ただし、他の奨学金で併給について規定されている場合は、他の奨学金の規定に準じます。

## 申請について

### 申請の方法

- ・申請者は、次の書類を**7月16日（金）**までに堺市幼保運営課に提出（郵送可）してください。

- (1) 堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費が確認できる書類
- (3) 誓約書（様式第2号）

この修学支援金は、養成施設を卒業後、常勤職員として3年以上継続して、堺市内の民間保育施設等で保育士や保育教諭等として勤務しなければ、返還する必要が生じることを十分にご理解いただいた上で申請してください。

- (4) 養成施設が発行する推薦書（様式第3号）

**※指導教員等に（1）の申請書の記載内容を確認してもらい、推薦書の発行を依頼してください。**

## 交付（支払）・請求について

### 1 交付（支払）の決定

書類による審査を行い、交付（支払）の決定を行います。決定後は、「堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付決定通知書」を申請者に対してお渡しします。

なお、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請を取り下げることができます。取下げを希望する場合は、堺市幼保運営課にお問合せください。

### 2 交付（支払）決定後の手続き

修学支援金〔さかい保育士修学支援事業補助金〕の交付（支払）決定を受けた者は、「堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付決定通知書」の交付後、指定する期日までに、次の書類を堺市幼保運営課に提出してください。

**※様式等はこちらから送付いたします。**

- (1) 堺市さかい保育士修学支援事業補助金交付請求書（様式第11号）

### 3 交付（支払）決定後の取扱い

交付決定後、虚偽の申し込みその他不正な手段によって交付（支払）を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、既に交付（支払）を受けた修学支援金〔さかい保育士修学支援補助金〕を返還していただきます。

※この場合、修学支援金の受領日から納付の日までの日数に応じ、返還残額につき年10.95パーセントの割合で加算金の納付が必要です。

#### 実績に係る報告

修学支援金〔さかい保育士修学支援事業補助金〕の交付（支払）を受けた者（以下「受給者」という。）は、交付（支払）を受けた年度末に、次の書類を堺市幼保運営課に提出（郵送可）してください。

※様式等はこちらから送付いたします。

- (1) 堺市さかい保育士修学支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) 卒業証明書又は卒業証書の写し

※交付決定を受けた年度が卒業年度にあたる者のみ

- (4) 堺市さかい保育士修学支援事業補助金精算書（規則様式第11号）

修学等の実績を確認後、「堺市さかい修学支援事業補助金確定通知書」を受給者に対してお渡しします。

#### 届出の義務

##### 1 在学時における届出

受給者は、次に掲げる事由が生じた場合には、堺市幼保運営課に連絡の上、届出内容等変更報告書（様式第6号）を速やかに堺市幼保運営課に提出しなければなりません。

- (1) 受給者又は法定代理人（親権者又は後見人）の住所、氏名、連絡先に異動があったとき。
- (2) 受給者が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (3) 受給者が留年したとき。
- (4) 修学支援金の受給開始後、辞退するとき。

##### 2 卒業後の届出

受給者は、次の事項に該当した場合、【必要書類】を速やかに堺市幼保運営課に提出しなければなりません。

※様式等はこちらから送付いたします。

- (1) 受給者が、卒業後、市内民間保育施設等で常勤職員として勤務を開始したとき。

【必要書類】

- ・採用（予定）証明書（様式第4号）
- ・保育士証の写し

- (2) 勤務開始日から起算して、1年、2年及び3年が経過したとき。

【必要書類】

- ・従事期間証明書（様式第5号）

- (3) 勤務先を変更したとき。

**【必要書類】**

- ・届出内容等変更報告書（様式第6号）
- ・採用（予定）証明書（様式第4号）

（4）受給者の住所、氏名、連絡先に異動があったとき。

**【必要書類】**

- ・届出内容等変更報告書（様式第6号）

なお、退職や休職した場合は、必要な手続きをお知らせしますので、堺市幼保運営課に速やかにお問合せください。

## **修学支援金の返還**

受給者が次のいずれかに該当した場合には、交付した修学支援金の返還を命じます。

### **1 在学時等における返還事由**

- （1）虚偽の申請その他不正な手段によって交付（支払）を受けたとき。
- （2）養成施設から停学その他の処分を受けたとき。
- （3）修学支援金の受給を辞退したとき。
- （4）災害、疾病、負傷その他やむを得ない事情がある場合を除き、養成施設を退学したとき又は修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- （5）その他修学支援金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

### **2 養成施設卒業後における返還事由**

- （1）養成施設を卒業した年度の末日から1年以内に、保育士登録簿に登録しなかったとき。
- （2）養成施設を卒業した年度の末日から1年以内に、堺市内の民間保育施設等において保育士又は保育教諭等として、常勤職員として3年以上勤務しなかったとき。
- （3）その他修学支援金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

※災害、疾病、負傷その他やむを得ない事情がある場合は除きます。

※返還事由が発生した場合は、速やかに堺市幼保運営課にご相談ください。

※返還については、「堺市さかい保育士修学支援事業補助金返納・返還命令通知書」と一緒にお渡しする所定の伝票により金融機関の窓口で納付していただきます。

※やむを得ない事情があると認められる場合を除き、納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額につき年10.95パーセントの割合で延滞金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

## 手続き及び交付のスケジュール（予定）

	手続きの流れ等	交付（支払）時期
4月		
5月		
6月	募集 ↑	
7月	○交付申請書類の提出 ↓ > 交付決定	
8月	○交付請求書の提出	> 4～6月分の支給 > 7～9月分の支給
9月		
10月		> 10～12月分の支給
11月		
12月		
1月		> 1～3月分の支給
2月		
3月	○実績報告書・精算書の提出	
4月 ～5月	> 交付確定	

## その他

堺市幼保運営課では、堺市内の民間保育施設等への就職あっせん（無料職業紹介）を行っています。下記の連絡先からご登録いただくと、就職支援相談員（コーディネーター）が、保育所や認定こども園等への就職を希望する方と求人を募集する保育施設等とのとりつぎを行い、スムーズな就職にむけた支援をさせていただきます。登録は、さかい保育人材情報ポータルサイトからも可能です。ぜひご活用ください。

**堺市幼保運営課(保育士・保育所支援センター)**

**TEL:072-228-0194 FAX:072-222-6997**

**お問合せ先**

堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保運営課 修学支援担当  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
072(228)7231 FAX:072(222)6997



ポータルサイト  
(QRコード)

## 修学支援金 Q & A

### 募集に関すること

Q 1 修学支援金の募集時期は、年1回のみですか。

A 1 今回のみです。

### 申請に関すること

Q 2 修学支援金（さかい保育士修学支援事業補助金）の申請者は、学生本人ですか。

A 2 学生本人の申請が必要です。

Q 3 申請書の記載内容を間違っていました。どうすればいいですか。

A 3 修正テープなどは使用せず、二重線で訂正の上、訂正署名をフルネームで記載してください。（詳細は「別紙①」参照）また、申請書はボールペンで記載し、消せるペンや鉛筆は使用しないでください。

### 受給に関すること

Q 4 申請すれば、必ず修学支援金が受けられますか。

A 4 学校からの推薦書及び書類審査により決定いたします。不備等のないようご注意ください。

Q 5 今回申請すれば、修学支援金はいくら受けられますか。

A 5 今回申請された場合、令和3年4月に遡って交付決定をしますので、  
月額1万円×12か月分（4月から3月まで）＝12万円  
が令和3年度分として支給されます。

### 就職に関すること

Q 6 月あたり何時間以上の勤務時間であれば、常勤職員として認められますか。

A 6 常勤職員の勤務時間については、勤務先の就業規程によって異なります。そのため、就職（決定）後にご提出いただく採用（予定）証明で「常勤職員」であることの確認をさせていただきます。

### 返還に関すること

Q 7 認可外保育施設等で就職することが決定した場合、返還が必要ですか。

A 7 原則として、募集要項P 1に記載の施設に就職することが修学支援金の交付を受ける要件ですが、返還についての相談に応じさせていただきますので、堺市幼保運営課にお問合せください。